

平成18年第1回瑞穂市議会定例会会議録(第4号)

平成18年3月23日(木)午後1時開議

議事日程

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

本日の会議に出席した議員

1番	安藤由庸	2番	篠田徹
3番	若園五朗	4番	広瀬時男
5番	熊谷祐子	6番	松野藤四郎
7番	浅野楔雄	8番	堀孝正
9番	桜木ゆう子	10番	小川勝範
11番	小寺徹	12番	藤橋礼治
13番	山本訓男	14番	広瀬捨男
15番	星川睦枝	16番	棚瀬悦宏
17番	土屋勝義	18番	澤井幸一
19番	西岡一成	20番	山田隆義

本日の会議に欠席した議員(なし)

本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市長	松野幸信	助役	福野寿英
収入役	河合和義	教育長	今井恭博
市長公室長	青木輝夫	総務部長	関谷巖
市民部長	松尾治幸	都市整備部長	水野年彦
調整監	中島隆二	水道部長	松野光彦
教育次長	福野正		

本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	豊田正利	書記	広瀬照泰
書記	古田啓之		

開議の宣告

議長（土屋勝義君） ただいまの出席議員は20人であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第 1 一般質問

議長（土屋勝義君） 日程第 1、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順番に発言を許します。

5 番 熊谷祐子君の発言を許します。

熊谷祐子君。

5 番（熊谷祐子君） 議席番号 5 番 熊谷祐子です。

議長のお許しを得て、一般質問をいたします。

私の一般質問は、瑞穂市のバリアフリー推進についてです。

ことしに入りまして、1月、2月に8回にわたり社会福祉法人瑞穂市社会福祉協議会主催の「みずほバリアフリー推進講座」が開かれました。また、続きまして3月1日には、同じく瑞穂市社会福祉協議会主催のボランティア公開講演会「やさしい街、やさしい人」が女優石井めぐみ氏を招いてサンシャインホールで開かれました。みずほバリアフリー推進講座の前に、「みずほ」とついている意味を社会福祉協議会にお尋ねしたところ、瑞穂市のバリアフリー推進をするというお答えを得ました。そこで、松野市長の福祉に対する考え方、特にバリアフリーのまちづくりに対する考え方をお聞かせください。

あとは質問席に移らせていただきます。

議長（土屋勝義君） 松尾市民部長。

市民部長（松尾治幸君） 熊谷議員さんの瑞穂市のバリアフリーについての御質問にお答えいたします。

バリアフリーについては、障害者等が安心して暮らせる環境をつくるのがバリアフリー化ですが、これについてはハードとソフトの両面が考えられると思っております。まず、ハード面から申し上げますと、国におきましては、平成12年5月に高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律、通称バリアフリー法が成立しております。これは、鉄道、バス、航空などの公共交通事業者に対しまして、エレベーターやエスカレーターを設置、また床を低くしたバスの導入など、公共交通機関の旅客設備、車両等の構造及び設備の改善、また旅客施設を中心とした一定の地区の駅前広場、道路、通路の整備などにより、公共交通機関を利用した移動の利便性及び安全性の向上の促進をもって、公共の福祉に増

進することに資することを目的としたものであります。

市内におきましては、皆様既に御承知かと思いますが、穂積駅の障害者エレベーター、多目的トイレが3月13日より供用開始されました。また、穂積駅前から南進する県道のバリアフリー化もほぼ終了の段階となってきております。瑞穂市といたしましても、今議会に提出しております第1次総合計画の中で述べておりますとおり、障害者に配慮した道路整備を条件が整った地域から順次進めればと思っております。

次にソフト面であります。これについては、身体障害者等の方々と接する場合の心のバリアフリー化であるかと思えます。障害者の方々は健常者の方々の好奇の目にさらされるのがつらく、家庭に引きこもったりしてみえる方が多数見えることと思えます。それらの障害さえなければ、社会に出ることを望んでいる方が多数見えます。健常者の方々の好奇の目、あるいは奇異な目を取り除き、街角で身体障害者の方が困っていたりしたとき、気軽に声をかけたり、助けたりできる、健常者と変わらない心のバリアフリーが必要かと思えます。身体障害者手帳などを所持されない表に出ない障害といたしまして、家庭内暴力（ドメスティックバイオレンス）、また介護とか子育て、不登校、引きこもりなども障害の一つと考えていく必要があるかと思えます。以上、ソフト面としては心の障害が主なものとなると思えますが、これに対する理解や対応には、地域コミュニケーションへの参加、相談支援としての民生委員さん、人権擁護委員さん等の活用が有効かと思えます。また、熊谷議員が参加されました市社協主催のみずほバリアフリー推進講座などにも多くの市民が参加されまして、障害に対する理解も大変有効な手段ではないかと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

〔5番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 熊谷祐子君。

5番（熊谷祐子君） 私が通告でお伝えいたしましたのは、瑞穂市のバリアフリーに対する考えをお聞きしたいと申し上げたのではなくて、松野市長の考えをお聞きしたいと通告してあります。毎回申し上げておりますが、年に4時間しかない貴重な時間ですので、こちらの意をどうぞ執行部におかれましてはお酌み取りいただき、簡潔で適切な御答弁をお願いいたしますということで、松野市長をお願いいたします。通告どおりです。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） どの点にポイントを絞ってお答えしたらいいのか、こういう漠然とした御質問には非常にお答えがしにくいんです。そしてまた、個々の問題につきましては、それぞれの担当でやらせておりますので、その問題については担当が答弁した方が明確だろうということで、答弁をさせていただいておるわけです。

そこで、私は、バリアフリーの考え方というのは、一番大事なことは心の持ち方だろうと思

っております。それともう一つは、バリアフリーを強く主張する一方において、逆に受ける立場にある人たちもそれなりの物の考え方というものを持っていただかなければいけないだろうと、こんなふうに思っております。そして、その基準として何を考えるかということになれば、やはり全体の流れの中でいろいろと考えるべきではないかと、こんなふうに思っております。

〔5番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 熊谷祐子君。

5番（熊谷祐子君） よくわかりました。ということで、個々の問題に入っていきたいと思えます。

初めに、松尾市民部長がハードとソフトに分けてお答えいただきましたが、社会福祉協議会のバリアフリー講座を受けまして、大変勉強になりました。私はやはり勉強不足でありまして、バリアフリーといったら、道路とか、物理的なハードの面しか思っていませんでしたが、8回にもわたってやったということは、もっと広い範囲でバリア、つまりバリアというのは障害者という意味ではなくて、障害物（邪魔になるもの）という意味ですが、これを抱えている人たちは、いわゆる障害者だけではないということを勉強いたしました。

みずほバリアフリー推進講座で取り上げられたバリアを持つ人たちと申しますと、まず1回目は人間と性の問題で、セクシャリティーは人によって千差万別である。グラデーションであるという言葉が出ましたが、いろいろである。それを許す社会でなければいけないというのがまず出て、2回目に心身障害者の問題が出て、3回目は、女性に対する暴力、ドメスティックバイオレンスが取り上げられましたが、このときに社会福祉協議会からは男女共同参画の資料が配られました。どうしてかということ、女性に対する暴力は男女不平等な社会が背景にあるということで、これを是正していかなければいけないというのでその資料が配られました。また、介護、子育て、子供の人権、不登校・ニート・引きこもりと大変広い範囲にわたるバリアフリー講座でした。最後に、糸貫にお住まいの若い母親である下川さんという方、1級建築士でいらっしゃるようですが、この方が本巢市でバリアフリーマップというマップづくりの活動をなさっているようで、私たちも参加いたしました。このように、まずバリア——障害物、障害、障壁です。これは今では大変広い範囲を意味しているということをまず押さえたいと思えます。

そして、物理的なバリアにしても、心のバリアにしても、これは人為的に、社会的につくられたものであるので、社会的に、つまり政治的に取り除いていかなければいけないという講座でした。社会福祉協議会のこの講座は県の地域福祉推進モデル事業の補助金を申請して開いたものだと思います。ですから、講座はやりっ放しではなく、あとバリアを除いていく市民会議もつくること、つまり地域活動のベースをつくる講座であるという位置づけでされたそうです。

さて、こういう認識のもとに、具体的な個別の問題、松野市長のおっしゃる個別の問題に少し入りたいと思えます。

瑞穂市でバリアを持つ人は何人ぐらいいるかと申しますと、これは先ほどバリアはどういう人が持っているかという説明をしましたのでもう皆様はおわかりだと思いますが、ごく一部の人の問題ではないということです。このデータブック2005年、市勢要覧によりますと、まず心身障害者、児童を含み約 2,700人見えます。それから子供も弱者、要支援であるということで、これは1万 700人います。高齢者も当然そうですね。65歳以上は 6,400人、70歳以上で数えても 4,300人、中間をとれば 5,000人はいるということです。また、女性もバリアフリーの対象ですので、5万人の半分、2万 5,000人いるわけです。この中で成人女性を数えてみますと、この資料編では2万人になります。外国人もバリアフリーの対象となります。これは登録なさっている方だけで 1,650人います。ということは、バリアを持たない人というのは、障害者でもなく、高齢者でもなく、外国人でもない、女性でもないということになりますと、健常者の男性だけという意味にさえなってしまう。バリアフリーの対象が一部の人間ではないということに勉強して、目からうろこでした。しかも、バリアを持つ人は、今申し上げましたバリアの幾つをも重ねて持っていらっしゃる方が多いわけですね。例えば高齢者で、女性で、障害者という方も何人も見えるわけです。

ということを基本に置きまして、個別のバリアに行きたいと思いますが、このバリアをフリーにする。バリアフリーの種類というのは四つあるそうです。一つは、さっき松尾部長が言われました物理的なバリアフリー。現在では、例えば道路の段差とか階段とか、これは障害者のためのバリアフリーではもうないという考え方だそうです。つまりユニバーサルデザインという言葉にあるように、最初からすべての人の使いやすさを追求する、使う人を限らない包括的な考え方、これがユニバーサルデザイン。ですから、今から物をつくるときには、バリアフリーのためにではなく、ユニバーサルデザインで物をつくるのが求められるわけです。ここでも、バリアフリーというのはごく一部の人のためではないという考え方が今は世界の主流であるということをお理解いただきたいと思います。二つ目は、制度的バリアフリーです。例えば盲導犬連れが利用できないホテルは、現在ではもう指導の対象になっております。レストランも同じです。これはもう違法になっております。次に、情報文化的バリアフリー。四つ目に、意識面でのバリアフリーです。

私は、ここで1番目の物理的バリアフリーと3番目の情報文化的バリアフリーと4番目の意識面でのバリアフリーに限って取り上げさせていただきます。

まず、物理的なバリアフリーですが、先ほども道路のことが出ましたが、都市整備部にお聞きいたします。これも市内のすべての道路では漠然としておりますので、2点だけ取り上げさせていただきますが、21号線の地下を瑞穂市で初めての歩行者優先の友愛道路の地下道が通っております。今までも何度も申し上げましたが、あそこは車いすが全く不能です。ベビーカーやシルバーカーも大変危険で、後ろ向きにそろそろとおりているおばあさんとか、若いお母さ

んが赤ちゃんをベビーカーに乗せたまま、後ろ向きにおりている状態です。私は自転車でよく通りますが、自転車でも非常に危ない傾斜です。穂積地区の21号線より南の人が、21号線の北の瑞穂市の中心街に出てこようと思うと、せっかくのすばらしい道路があので地下道のためにそういう人たちは使えないということになっております。

もう1ヵ所申し上げますが、市役所西側の本巢縦貫道は、私が30数年前に引っ越してきたときから全く形が変わっていないわけですが、21号線の朝日大学の交差点からユーストアのちょっと北までですが、北方町までの歩道ですね。これが狭く、でこぼこで、かつ段差があるという状態ですが、この2点について、バリアフリーにする具体的な見通しというか、計画をぜひお答えいただきたいと思います。よろしく願いいたします。簡潔に願いいたします。

議長（土屋勝義君） 中島調整監。

調整監（中島隆二君） 今、御質問のありました2点を中心に説明させてもらいたいと思いますが、実はバリアフリーの考え方、今、熊谷議員が言われましたように、ハード面、特に都市整備部が担当しているところでございますけれど、今後のバリアフリーの考え方の中には、やはり線的に物事を考えるんじゃなくて、もっとエリアを持って考えよと。特に物理的にできないこともいっぱいございます。その中で、何とか現実的にバリアフリーを推進していこうと思えば、エリアを区切って、そのエリアの中でどう動いてもらうかという動線の形を考えていったらどうかということで、ちょうど来年度からまちづくり交付金制度を用いまして、今、JR周辺のエリアにおきまして、その中のバリアフリー対策をどうしようという計画を、18年度から具体的に利用者の方も混じってもらいまして考えていきたいということで、その中でできることにつきましては極力整備していきたいということと、あと、バリアに関しましては、今の北方・多度線の狭い歩道をどうしようかということと非常に問題がございます。そうすると、その裏道はどうかとか、それにかわる歩道、専用の道路はできないかとか、あらゆる方面から考えていって、できるだけ現実的な方法をとっていきたいというふうに考えておりますので、それは今申し上げました18年度のまちづくり交付金制度を活用した都市再生整備事業においてなし遂げていこうと思っておりますので、よろしく願いしたいと思います。

〔5番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 熊谷祐子君。

5番（熊谷祐子君） 具体的なお答えというのはありませんでしたが、期待しておりますので、お願いします。

物理的バリアフリーについて、もう1点。目の悪い方の介助犬、補助犬、盲導犬の件ですが、これは以前も取り上げましたが、瑞穂市には県内の補助犬の代表というか、まとめ役をしていらっしゃる方が見えまして、現在、岐阜県では8市町に12人の盲導犬使用者がいます。その代表の方が書類を各8市町に送り、盲導犬の注射代、えさ代の助成金を願い出ているわけです。

これにつきましては、この3月時点で、8市町のうち6市町、12人のうち10人までは補助金が、新しく出ることになったところもありますし、倍額にふえたというところもありますが、そういう現状です。ところが、瑞穂市は、8市町のうち補助金が出ない2市、2人のうちのひとつなわけです。この経過についてですが、この方は6年前から要望なさっていましたが、毎年どこのまちも要望を出すわけですが、瑞穂市は文書1枚で、予算がないためにできませんという回答をいただいたこともあるそうです。

そこで、昨年9月に私も一緒になりまして担当課をお願いをしましたが、返事はありませんでした。そこで、この議会に提案されております議案、平成18年度の予算書を見ましてもありませんので、担当課に尋ねましたところ、優先順位からいってできないということでした。優先順位を教えてくださいと言ったところ、詳細は出せませんということでした。幾らぐらいの話かといいますと、市町によりますが、名古屋市だと5,000円なんですけど、岐阜市は4,800円、それから2,000円を今度から4,000円にするというところも、高山は新制度で5,000円が出ます。各務原とかは4,000円です。垂井町も新しく盲導犬を持った人が3,000円助成金が出ます。というふうなんですけど、議員になりまして、どこの段階でだれが決めているのかということをお尋ねできるということがわかるようになりましたので、市民のときには、だめと言われれば、だめなんですけど済んでいまして、今度は私は担当課の係、課長、部長というふうに話を上げていってほしいというふうをお願いしているわけですので、予算を組むときに、どこの段階でこれはだめになったのでしょうかとお尋ねしたところ、市長段階で、優先順位からいってできないという答えですというふうにお聞きしました。繰り返しますが、1ヵ月2,000円のところもあったわけで、それはすべて4,000円に4月から増額されていますが、もし1ヵ月2,000円でしたら、12ヵ月で2万4,000円だけです。岐阜市並みに4,800円、5,000円として数えても年額6万円です。平成17年度の補正予算がこの議会に提案されていますが、ここでは、障害福祉費の扶助費に減額補正が1,000万円不用額としてあります。しかし、お答えは、優先順位からいってできないということで、しかもこれは、私にも本人にもその返答が一切行っておりませんでしたけど、この優先順位をここでお示しいただきたいと思います。よろしく願いします。

議長（土屋勝義君） 松尾市民部長。

市民部長（松尾治幸君） 熊谷議員さんの補助犬に対する助成金の件かと思えます。

各種補助金につきましては、盲導犬だけではなくに、介助犬とか、聴導犬、それぞれの犬がおるわけございまして、盲導犬だけということでの論議ではなくに、新しい事業を組むときに市として優先順位もあるわけですが、市としてその政策が必要であるのかないのか、いろいろ、この盲導犬だけではございませぬので、総合的に判断して、補助犬についての補助金については、今年度は市といたしましては政策的として取り入れなかったということございませぬ。

〔 5 番議員挙手 〕

議長（土屋勝義君） 熊谷祐子君。

5 番（熊谷祐子君） この方は 6 年前から言っているわけですので、「今年度は」ではなく、「今年度も」ということになるとと思いますが、市長段階で認められなかったということです。市長の優先順位の考え方をお聞きしたいと思います。といいますのは、社会福祉協議会は別組織ですから、市がやったわけではありませんが、しかし、みずほバリアフリー推進講座、瑞穂市のバリアフリーを推進するための講座、そしてこれは瑞穂市が後援もしています。それから、石井めぐみさんという女優を招き、これは講師料が幾らだったかわかりませんが、たかだか 2 万、3 万、4 万、5 万、6 万のお金が優先順位からいって出せない。1,000 万円の不用額を残しながら出せないという決定をしている。つまり私が申しますのは、バリアフリーを推進しましょうということを強く啓蒙・啓発運動はする。しかも、それはお金を随分かけるわけですから、しながら、当事者が 3 万円ぐらいで随分救われ、励まされるわけです。それを削るといというのは、どういう政策のものと決定なのかをお尋ねしたいと思います。松野市長にお願いします。

議長（土屋勝義君） 松尾市民部長。

市民部長（松尾治幸君） 先ほども言いましたように……。

〔 「 議事進行に異議があります 」 の声あり 〕

議長（土屋勝義君） 先ほど市長からお答えがありました。細部については任せてあると、このように言っておられますので、まずもって松尾市民部長の回答を聞いてください。

市民部長（松尾治幸君） 先ほども言いましたように、介助犬につきましては、盲動犬とか聴導犬とかいろいろありまして、岐阜県身体障害者補助犬使用者の会事務局、山崎和子さんから 17 年の助成金のお願いにつきましては、私の方で各市の状況等も把握しております。それで、先ほども言いましたように、今年度政策的に取り入れるかどうかにつきましては、市として、現時点で必要であるかどうかとか、いろんな他の福祉施策の中で総合的に判断いたしまして、この補助犬に対する助成金については今年度予算化しなかったということでございます。

〔 5 番議員挙手 〕

議長（土屋勝義君） 熊谷祐子君。

5 番（熊谷祐子君） ここまでの議論で私が一人の人のため、ごく個別の問題を言っているのではないということが議場の皆様におわかりいただけたでしょうか。大々的に瑞穂市のバリアフリーを推進するという啓蒙・啓発運動を市民に対してしながら、サンシャインホールでしながら、2 ヶ月にわたってやりながら、実際に困っている当事者 1 人に対して、2 万、3 万、5 万のお金を出さないような施策のことを問題にしているわけです。しかも、これが、担当課で確認しましたが、先ほどから申し上げていますとおり、市長の査定の段階でおりなかったとい

うことをもう聞いておりますので、改めて市長の答弁をお願いいたします。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） 今、盲導犬の問題だけが前面に出ておりますけれども、私は、福祉政策というものに対する物の考え方というものは、はっきり申し上げまして公平性というものも非常に重視しております。特定の方だけとか、特定の障害だけ特に手厚くするということは考えておりません。ですから、全体的にどのレベルで我慢をしていただくかという問題だと考えております。そういう意味で、この盲導犬の問題につきましては、私としてはその部分だけ突出するということは、福祉全体の施策の中で見た場合に、若干問題があるというふうに考えております。

〔 5 番議員挙手 〕

議長（土屋勝義君） 熊谷祐子君。

5 番（熊谷祐子君） なぜ最初に申し上げたかということ、ごく一部の人の問題ではないわけです。もう一度それを繰り返すのは時間のむだな気がします、バリアフリーの対象者は子供であり、高齢者であり、女性であり、身障者はそのごく一部なんです。周辺の人にバリアフリーが大事ですという啓蒙活動をしなが、当事者である一人を救えない、救わない。しかも、一部の人だからという理由というのは私は納得できません。このことについて、どのようにお考えいただけますでしょうか、ご答弁をお願いいたします。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） 今、熊谷議員の御質問は私の申し上げていることと完全にかみ合っていないなと思いました。ということのは、どういうことかということ、私は一部の人だとか、特定の人ということは言っていないですよ。私は特定の障害だけに偏ったやり方、全体の公平性というものを重視していくということで申し上げております。だから、金額が多いとか少ないとか、どうかということじゃなしに、どのことに対しても同じようなレベルで対応していくということを申し上げているんですから、その点は誤解のないようにしていただきたいと思えます。

〔 5 番議員挙手 〕

議長（土屋勝義君） 熊谷祐子君。

5 番（熊谷祐子君） 特定の障害だけに偏らないということでしたが、例えば障害は、先ほど心身障害者は児童を含めて 2,700人いると言いましたが、このうち視覚障害者は80人にすぎません。5万人のうちの80人です。聴覚障害者は 124人にすぎません。音声言語障害者で瑞穂市に住む人は13人にすぎません。というふうに、障害というのは非常に特定なわけです。ごく一部の人の人なんです。ということだけ指摘して、次に進ませていただきます。

次に、情報文化的バリアフリーですが、少し話を拡大させていただきますが、先ほど来申し

上げていますように、これはごく一部の人の問題ではないと申し上げてきましたが、瑞穂市のホームページには条例や規則の例規集が載っていません。これを担当課で尋ねましたところ、今年度の最初に業者から80万円で例規集を載せることができるかどうかという話があったと聞いています。現在、市のホームページの委託は120万円ですから、合わせても200万円できるわけですが、障害者向けではありませんが、一般市民全員を対象にしているわけですが、こういうのも情報の一つとして考えられると思うんですが、来年度に向けて、例規集をホームページに載せるということはどうお考えになりますでしょうか。よろしくをお願いします。

議長（土屋勝義君） 青木公室長。

市長公室長（青木輝夫君） 今のところ、考えておりません。

〔5番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 熊谷祐子君。

5番（熊谷祐子君） わかりました。私は、瑞穂市の執行部の方の考え方を変えるのは容易ではないということは、議員になってからではなく、もう20年来わかっておりますので、ここでそれだけの時間を使うのはちょっともったいないので、例規集については終わりますが、一言申し上げておきたいことは、こういう議論をして、いつも思うことは、私はその権限を持っている人の考え方を変えることは非常に難しいということです。それなのに、なぜ私がここで難しい話を持ち出すか、おわかりでしょうか。聞いていてくださる周りの人の中には、そうだなあと考え方を進めてくださる方が必ず見えるからです。この議事録は市民にも公開されます。その中でも、私が勉強して、いろいろ初めてわかったように、そうなのか、そうだなあと、無理解から理解に変わり、もっとそういうまちに住みたいという人がふえてくださることを願って、ここで発言させていただきました。

次に、三つ目で、意識面でのバリアフリーに行きます。

ここで取り上げられました意識面でのバリアフリーは、具体的にはドメスチックバイオレンス、これは家庭内暴力と言われるものですが、日本では圧倒的に一家の主人の妻に対する暴力が多いので、家庭内暴力だったら何でもドメスチックバイオレンスと言うんだそうですが、日本では夫が妻をなぐるというのが多いんだそうで、日本の場合は色濃くそういう意味で使われるそうです。これが男性優位の日本の社会的特徴から来るということで、当日、資料として男女共同参画基本計画第2次概要というのが配られました。これに関連しまして、議場の皆様に資料をちょっとお渡ししたいと思いますが、議長、よろしく願いいたします。

議長（土屋勝義君） その資料を1部ここまでお届けいただきます。

申し上げます。ただいまいただきました資料につきましては、詳細につきましてはよくまだ受け取れませんが、質問の通告があります。なるべくそれに沿っての発言を願いたいと思います。それをもって許します。

熊谷祐子君。

5番（熊谷祐子君） 大変難しい資料ですので、要約だけ申し上げますが、繰り返しますが、これはみずほバリアフリー講座の中で配られた男女共同参画基本計画第2次概要の中に出てくるものです。その詳しい資料ですが、まず資料A、1枚目ですが、結論だけ申し上げますと、一番左は人間開発指数というもので、人間の能力がその国によってどこまで開発されているかです。先進国は丸を打ちましたが、ほとんど上位になります。先進国のほとんどは、一番左の人間開発指数と真ん中のジェンダー、つまり女性の能力も開発されているかというのが真ん中です。これと、一番右がジェンダー・エンパワーメント、GEMというものですが、これはどういうのかというと、一番左と真ん中は能力を開発するというものです。真ん中は女性の能力ですね。一番右は、その開発された能力を平等に使う機会が保証されているかという数字だそうです。先進国はこの三つ、特に一番左と右が全部普通は上位に入るんだそうです。ところが、日本は一番左は11位で、一番右が43位になっている。これが開くというのは、一番上に書いてありますが、男女差別の大きい社会であると言えるんだそうです。このことは、バリアフリー講座の中でも、障害者の小森淳子さんが日本は非常に差別の多い国で、国連から毎年勧告を受けていると言っています。それは、バリアフリー講座で配られた男女共同参画基本計画の中にもこのように書いてあります。ちょっと関係あるところだけ読みますが、2005年において、日本の一番右の指数が80カ国中43位であり、改善が進んでいない。女性の地位を上げるように努力すべきであるということが出ています。

次に、資料のBを見ていただきたいのですが、これは男女共同参画資料で、これを見ますと、瑞穂市というのが真ん中辺にありますが、男女共同参画に関する条例や計画が瑞穂市にはないということがわかります。平成18年度以降に検討中という返事でした。

3枚目、資料のCですが、ここに来ますと、瑞穂市で女性管理職が何人いるか。この中の一番右をごらんいただきたいのですが、これは岐阜県の資料です。21市がある中で女性管理職のいない市は4市、瑞穂市がその中に入っています。女性管理職というのを瑞穂市は計画の中に入れなければいけないというふうに指導されていると思うんですが、この件につきまして、昨年9月にも私は質問しておりますが、その時点では30%近いという青木公室長のお答えでしたが、県への届け出は瑞穂市は0%になっているわけですね。これは管理職をどのように解釈するかということだと思いますが、県への届け出は瑞穂市自体が0%というふうになっております。

最後に、資料のDをごらんいただきたいと思います。昨年9月にこの件に関しまして質問しましたときのお答えは、女性職員が管理職になりたがらないのでというお答えでしたが、この資料Dは各務原市の資料です。有志で各務原市に視察に行きましたときに、各務原市は女性の管理職を育てているというお答えでしたので、「女性職員が嫌がるんじゃないですか。瑞穂市

ではそういうお答えをいただいております」とお聞きしましたら、泣いて嫌がるというふうに各務原市もおっしゃっていました。それを説得して、その課の男性職員がサポートするというサポート体制をつくって、この表を見ますと、10年間で管理職の女性の割合は、左側ですが2.65倍にふえています。補佐、係長職、これは右側になりますが、これだと2.7倍にふえています。つまりこのように女性の管理職をふやしていく、育てていくということをしていただきたい。去年9月に加えまして、ここでどうぞそういう政策を進めていただきたいということを申し上げておきます。

もう1点、女性に対するバリアフリーの解消として、先ほどの男女共同参画基本計画第2次を詳しく読みますと、バリアフリー講座で配られたものですが、社会のあらゆる分野で女性の能力を活用する機会を与えるという中に、家庭、職場、職場はさっき言いました。女性管理者をふやすということですが、家庭、職場、地域、学校と出てまいります。学校のところには「PTA」という言葉がはっきり出ますが、地域だと自治会長だと思んですが、自治会長やPTA会長に女性の出てくるが大変少ないわけですが、松野市長はいろいろなところへ行ってごあいさつなさると思んですが、こういう観点で、ぜひこれからは女性も今言ったようなところに出てきてくださいというようにごあいさつの中で入れて、女性に対する不平等を是正していくというお考えはいかがでしょうか、御答弁ください。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） 今のお話は、ただこちらから押しつけるだけじゃなしに、女性側もどう考えていらっしゃるかということも非常に大きな問題だと思います。ここで私的なことを申し上げてはいけないかもしれませんが、私の東京におります長女なんかはPTAの副会長、会長というのをずっと子供が卒業するまで務めさせていただいたりなんかして、逆に積極的に参画しております。ですから、それぞれの考え方だと思います。そしてまた、PTAも、私が見ています限り、会長職をお務めになっている方は非常に少ないというか、ちょっと今でも見当たらないんですけども、執行部の役員として御活躍になっている方は、どちらかといいますと女性の方が多いと思います。そういう意味では、いろんな形でそれぞれのポジションで活躍していただいていると思いますし、私自身もいろんな機会にいろいろと御無理をお願いする方々の選考につきましては、女性だからとか、男性だからとかという条項というのは一切設けておりません。問題は、どういうふうに対応していただけるかということではないだろうかと、こんなふうに思っております。

〔5番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 熊谷祐子君。

5番（熊谷祐子君） 女性自身の考え方というのは、先ほど瑞穂市の管理職のことを昨年9月に申し上げましたときに、女性が嫌がるからといったのと全く一緒だと思います。各務原でも

泣いて嫌がる女性たちを、サポート体制をつくり育ててきたわけです。

もう1点は、なぜ管理職に女性が必要かということ。私も執行部にはPTAでも入りました。つまり私が今申し上げるのは、組織の上の方に行くということです。自治会とかPTAだと、トップはほとんど90%以上が男性ではないでしょうか。なぜ国連も政府も県も管理職に女性をと言うのでしょうか。これは決定権を持つからです。決定権を持つところに女性をという考え方なんです。ということだけ指摘しておきます。

最後に、バリアフリーの総合的なことをただしたいと思います。

私は地方自治法というのを初めて読んだときに、地方公共団体の役割は住民の福祉の増進を図ることというのがあったときに、これってどういうことなんだろうと思っていました。なぜ福祉をそんなに重点的に役割として上げるんだろうかと思っていましたが、今はよくわかります。つまりこれは憲法の25条にも関係すると思いますが、人権とか、最低生活の保障、弱者とか要支援者の生活を保障するということが、今ずうっと申し上げてきましたように、一部の人の問題ではないからということがよくわかりました。

また、行政にはバリアフリーの心を啓発・啓蒙する施策が必要なはずです。その受ける人の問題だと言っている限り、啓発・啓蒙の施策はしなくてもいいことになってしまいます。

そこでお尋ねいたします。瑞穂市のここにいらっしゃる執行部の方々、または行政職員の方々も、ここはバリアフリーに限りますが、このような私が受けましたような講演とか講座とか、こういう研修には行っていらっしゃるのでしょうか、お答えください。端的にお願いします。

議長（土屋勝義君） 青木公室長。

市長公室長（青木輝夫君） この通告書にあります推進講座について、何人出席したかは私の方では把握しておりません。ですけれども、私どもは男子職員、女子職員にかかわらず平等に研修に出しております。

〔5番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 熊谷祐子君。

5番（熊谷祐子君） はい、わかりました。やっぱり自分が勉強して、勉強が足りなかったということがわかったものですから、ぜひ執行部の方々、職員の方々も勉強すると、今までの自分の足りなかったところとか、誤解がわかり、施策にもきっと影響すると思いますので、学ぶということをお願いしたいと思います。

市長はいつも、自分は頑張っている人を助けるという言い方をなさいます。経営コンサルタントの辛 淑玉さんという女性は、「日本の男性たちは、強きをくじき、弱きを助くではなく、強きを助け、弱きをくじく」という本を出していらっしゃいます。これは頑張っている人を助けるという言い方とイコールではないでしょうか。一人はみんなのために生き、みんなは一人のために生きるはずです。それをやるのが政治ではないでしょうか。ここにいる私も含めて健

常者のものは、単に今まで運がよかっただけではないでしょうか。ある程度財産があるうちに生まれ、また見守り育ててくれる、応援してくれる人に恵まれ、社会的なそこそこの地位にも職業にも恵まれ、病気や事故や災害にたまたま遭わないでこれただけではないでしょうか。そのように力を持つものは、私は地方政治の末端の端くれに位置しているわけですが、このまちでいえば、一般会計だけでも100億以上のお金の権限を持つわけですから、手を挙げるのも精いっぱいという人が身障者の講演をなさった小森さんという方でした。しゃべるのも「わたくしは」と、こういうしゃべり方です。でも、福祉大学も出ていらっしやいます。その講義中ずうっと泣いていた受講者の方が見えますが、目からうるこだったと。私たちは自分の持てる今の運のいい力をたまたま運が悪かっただけの人に分けて、そういう人のために使うべきではないでしょうか。年をとれば、みんな障害者ではないでしょうか。

最後に申し上げますが、どんな政治体制になっても、だれが市長になっても、要支援者や、いわゆる弱者といますが、そういう人たちには不当な要望もありますし、また正当な、妥当な要望であっても100%満たすことはできません。そのときに何が問題になるのでしょうか。精いっぱいやっていますが、ここまでしかできませんという明朗会計、お金の流れを示すことと、丁寧な施策の説明をすることではないでしょうか。そうやって納得していただくことではないでしょうか、切って捨てるのではなく。

最後に、若いお母さんが持ってきた一宮市の広報を紹介しますが、女性たちは本当によそのまちから来ている人が多いわけです。そして、実家に年末とかお盆とか、しょっちゅう帰って、よそのまちとこのまちを行き来しているものですから、私に広報とか議会だよりを持ってくるように私はお願いしているわけですが、このまちはこういうふうだよ。私が要望するのはこういうことなのと言って渡された一宮市の広報の市長が書いた文を、全文は読めませんがちょっと紹介いたします。これは広報に1ページにわたって市長が「市民の皆様へ」と書いています。このときは何を書いたかという、「下校後の児童保育に御理解を」という文章、つまり学童保育ですね。非常に事細かに書いてあります。説明してあります。最初にこう書いてあります。「核家族化が進む一方で、共働きの家庭が多くなり、下校後の子供たちを一定の時間保育する施設の要望がふえ続けています」と書いた後で、一宮市がどうやって学童保育をやってきたかが、時間、場所、土曜・日曜とか、金額とか、事細かに何年はこういうことをやってきて、何年はこういうことをやってきてということが書いてあります。ずうっと書いてきて、最後に「どうか御理解いただきたい」と、このように書いてあります。非常に努力したんだけど、希望者数が定員を上回るようになってきてしまって、133人の方の利用をお断りするという残念な結果になっている。従来は定員を上回る申し込みがあった場合は抽選で利用できるやり方を決めていた。しかし、この方法は、一見公平なやり方のように見えるけれども、施設本来の目的からいえば、必要度の高い方から利用してもらおう方がよいのではないだろうか。ここ

です。やっぱり市のお金、施策を必要としている人がいるんです。そういう人を優先する方がよいのではないだろうかといって、ここから学童についてですが、この市長は変えられるわけですね。つまり次年度からは、入所選考基準をつくり、これまでつくらないで全部受け入れていたわけですね。そして、「本人の学年、保護者、祖父母の状況などを点数化し、優先者を判断することにしました」。優先者です。そういう政治的な配慮、施策を必要としている優先者をきちんと判断すると言っているわけです。最後にこう書いてあります。「利用料についても、現在無料だったけれども、いずれ検討したい。どうか御理解をいただきたいと思います」。これを持ってきた若いお母さんは、私が言いたいというのはこういうことなのと言われました。つまり何でもかんでもやってくれということではなく、事細かな、ずうっとやってきた上に、できないことはできないとはっきり言ってくださればわかると言ってみえました。私も瑞穂市の行政にそのような丁寧さ、必要度の判断、つまり心ある誠実な姿勢を求めたいと思います。

以上で、私のバリアフリー推進のまちづくりを終わります。失礼いたします。

議長（土屋勝義君） 次に、14番 広瀬捨男君の発言を許します。

広瀬捨男君。

14番（広瀬捨男君） 14番 広瀬捨男でございます。

議長のお許しを得ましたので、通告に基づき、常備消防について、行政改革大綱等の策定について、放課後児童クラブの充実についての3点について質問をさせていただきます。

それでは、質問席に移らせていただきますので、よろしく願いいたします。

まず初めに、常備消防についてお尋ねをいたします。

御存じのように、2月の日経新聞で、消防庁は市町村消防の強化に向け、消防本部の広域再編を進める。大規模化する災害、事故等に対応できるよう、人員と機材を集中、効率化するねらいで、2008年度から5年間で各本部の管轄人口を30万人規模以上にするを目的とし、平成の大合併が1999年3月末の市町村数3,232から、本年4月1日には1,820に減少する見通しになり、平成の大合併が一段落したことから、時期的にも適当と判断をされたようでございます。そのため、今国会に消防組織法改正案を提出する。昨年4月1日現在、全国848消防本部のうち、管轄人口30万人以上は80で9%にとどまり、10万人未満の小規模本部が536、率にして63%を占めているようです。小規模な本部のままでは慢性的な人員不足、さらに高価な設備を機動的に導入できないなどの支障が生じている。本部同士を統合すれば、1本部当たりの消防隊員数がふえる上、統一的な指揮のもとで隊員を統率できるようになる。災害時の初動体制が改善でき、高度な機材の購入がしやすくなる。具体的には、消防庁長官が広域化推進に関する基本方針を作成し、これに基づき都道府県が広域化が必要と判断すれば、広域化対象市町村の組み合わせ案などを示した推進計画を策定されるそうです。さらに対象市町村は広域消防計画をつくり、消防本部を再編、計画に従い、広域化した場合には地方債で財政支援するため、

消防組織法に広域化のための規定を追加するという記事がありました。

この件について、当市もいろいろと思うようにはなっていないんですが、聞くところによりますと、中央省庁などの方へも行かれたとも伺っておりますので、どんな指導がありましたか、まずお尋ねをいたします。

議長（土屋勝義君） 青木公室長。

市長公室長（青木輝夫君） 今後の消防体制のあり方に関する調査検討会より、今後の消防体制のあり方についてが本年1月、中間報告され、公表されたところでございます。消防庁においては、今後も最終報告に向けて議論が進められるものと思っております。

今回の中間報告の内容につきまして、取りまとめて整理させていただきますと、広瀬議員の御指摘のとおり、国は現在全国で848消防本部のうち、管轄人口が10万人未満の消防本部が536、これらの消防本部を、2008年の平成20年度から5年間で各本部の管轄人口を30万人規模以上にするという一つの目安に広域化が進められております。

今回の広域化に関する基本的な考えとしまして、第1に大規模災害時における初動体制の強化、二つ目に予防業務の高度化、消火体制の強化、三つ目に防災部局と消防部局の連携の強化、消防団と常備消防の連携の強化を図るものでございます。また、その効果としまして、広域化のメリットは、1に、消防力の強化によります住民サービスの向上、2に、消防に関する財政運営の効率化及び基盤強化と国は考えているところでございます。

岐阜県におきましても平成19年度には推進計画を策定し、広域化対策市町村の組み合わせも市町村の防災機関等との連携のもとに努めるものでございます。なお、この計画の策定につきましては、関係市町村の意見の聴取があることと思っております。

岐阜県の推進計画策定後、広域化後の消防本部の円滑な運営を確保するために、広域化対象市町村の定める広域消防運営計画を策定することになります。御質問の財政関係につきましても、広域化対象市町村が推進計画の組み合わせに基づき広域化した場合には、地方債について特別な配慮を行う予定と聞き及んでいるところでございます。

また、総務省の消防庁は、今回の瑞穂市が置かれている状況は理解できるものの、国が推進している広域化計画のはざまの中で、岐阜市による事務委託の期間満了日である平成20年3月31日を、さらに事務委託期間を延長し、この間に広域化に向けて消防体制を図るように最善の努力をする旨の指導がございました。その他にも、平成28年5月31日までに消防救急無線のデジタル化移行を行うことになっていきますので、二重投資にならないよう、無線機器の更新時期を考慮するようというような指導もございました。

私といたしましても、国や県の示す平成20年4月から5年間の広域化計画に基づきまして沿っていきたいと考えておりますけれども、瑞穂市の置かれている立場、状況をかんがみて、広域化できるところは広域化し、最善の努力をしてまいりたいと考えているところでございます。

〔14番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 広瀬捨男君。

14番（広瀬捨男君） 昨日の若園議員の質問に対しても、市長が、いろいろあったんだけど、現在では瑞穂市単独で本部1署、分署1署体制でというお話も承っております。

そこで、市長、ちょっと私、確認をさせていただきたいんですが、たしか2月の全協だったと思いますが、先ほど青木室長から話がありましたように、中央省庁のいろんな御意見もあって、いろいろと努力しておっていただくわけですが、自分も、執行部としても岐阜市へ出向くけれど、議会の側もいろいろと検討して行ってくれんかというようなことがたしかあったと思うんですが、それで間違いないでしょうか。たしか2月だったと思うんですけども、市長にお願いします。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） 今のお話は瑞穂市の消防体制をどうしていくかということで、現在お世話になっております岐阜市との関係がどういうふう to 今後していくかということは非常に重要な課題でありますので、執行部は執行部なりにいろんな点で話し合っていくけれども、議員は議員の仲間ということでいろんな意見交換の機会があれば、してほしいということで申し上げたかと思っております。

〔14番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 広瀬捨男君。

14番（広瀬捨男君） 今、青木室長からもいろいろ回答願ったんですが、たしか新聞に載っていたと思うんですが、ことしの初めに岐阜市の細江市長が当選されたときに、隣接市町の首長さん、ほとんど市なんですけど、市長さんのコメントが載っております、松野市長の場合は、やはり災害等も考えて、災害は広域でというコメントが載っていたかに思っておりますが、本巣市長は、消防は広域でやってもらいたいというようなことも載っていたように感じているんですが、今、ちょっと私が読み上げた大規模災害、消防も含めてですが、その辺のところの市長の考え方は、消防も含めて、相手があるんですからなかなか思うようにいきませんけれども、そういう考え方かどうか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） これは私、いつも申し上げておりますように、大規模災害というのは、一地域の小さな力で対応できるものじゃないんですから、これはもう絶対に広域でやらなければならない。けれども、一般住宅がちょっと火事になったとか、あるいは交通事故があったとか、そういうような軽度の災害といえますか、事故につきましては、やはりその場所での対応力というものが大事だと思っておりますので、その点で、足元の消防体制というものも、そういう軽度なものに対応するという意味ではしっかりしておかなければいけないというふうに

考えておりますし、また大規模災害については、これはまた広域で対応する体制というものを整えておく必要があると、このように考えています。

〔14番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 広瀬捨男君。

14番（広瀬捨男君） やはり安心と安全というのは一番大事なことです。いっときもおろそかにできないものですから、予算的なこと、予算書をちょっと見てみましたら、常備消防費がことしは6億3,600万ということで、前年比1億8,600万ということと、消防本部設置費、当然のことですが、これが9,800万くらいということで、合わせて2億8,400万くらい増加ということですけども、これは当然安心・安全というのは一番大事なことです。あれですけど、先ほど市長も言われましたように、小規模の災害といえば、本当に地元のあれが一番近くていいかと思うんですけど、総合的に、また市長のことだから、きちっと判断して、我々とも話をしてやっていただけたらと思いますので、消防についてはこれで終わらせていただきます。

次に、行政改革大綱等の策定についてお尋ねをいたします。

瑞穂市が平成15年5月に誕生して、早くも3年になろうとしております。現在、瑞穂市における行政改革大綱等の策定について、総務省の指針に基づいて行政改革大綱、集中改革プランの公表に向けて、具体的にはどのように取り組んでおられるか、お伺いをいたします。

議長（土屋勝義君） 青木公室長。

市長公室長（青木輝夫君） 平成16年の12月24日、閣議決定しました今後の行政改革の方針を受けまして、平成17年3月29日、総務省より地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針が通知されたところでございます。行政改革大綱及び平成17年度を起点とした、おおむね平成21年度までの事務事業の再編整備、民間委託の推進、定員管理の適正化などの取り組みを明示した集中改革プランの平成17年度中の公表が求められているところでございます。

当市の行政改革大綱及び集中改革プラン策定につきましての基本的な考えといたしまして、上位計画であります、現在議案で提出させていただいております総合計画との整合性を図ることが重要と考えております。したがって、瑞穂市第1次総合計画基本構想の議決を経た後に行政改革推進委員会に諮問し、速やかな公表をしてまいりたいと考えております。現在のところ、平成18年度中には行政改革大綱の公表に向かっていきたいと考えているところでございます。

〔14番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 広瀬捨男君。

14番（広瀬捨男君） 今のお答えですと、審議会委員というものをこれから新たにつくってということでしょうか。それとも、今あるものということでしょうか。審議会委員の関係ですけど。

議長（土屋勝義君） 青木公室長。

市長公室長（青木輝夫君） まだつくってありませんので、これから委嘱するということになります。

〔14番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 広瀬捨男君。

14番（広瀬捨男君） 今、青木室長からいろいろと地方公共団体における行政改革推進のための新たな指針云々ということでお話がありましたので、これを読んでみますと非常にいいことが書いてあって、計画的な行政改革の推進と説明責任の確保だとか、それに伴って行政改革大綱の見直しと集中改革プランの公表ということとか、住民にできたら平成17年度中に公表すると。これはうちの場合はおくれておりますので、それはやむを得んと思いますし、可能な限り目標の数値化や、具体的かつ住民にわかりやすい指標を用いるとか、いろいろといいことがいっぱい書いてあるし、いずれにしてもやっぱり可能な限り目標の数値化や具体的な住民にわかりやすい指標を用いるとか、それから定員なんかでもきちっと年度別にするとか、いろいろいいことが書いてあるわけです。そして、説明責任の確保だとか、行政改革大綱及び集中プランができた後も見直しをして、策定、P D C Aサイクルの各過程において住民等の意見を反映するとか、いろいろいいことが書いてあって、大変だとは思いますが、市長はこの前の議会のときも、やはり経常経費を16年度を基礎にだったですか、経常経費を30%という大きな目標を掲げられて、数字は出ているんですが、具体的な細かいこともいろいろ説明があると思いますけれども、やはり市長も本年度の所信表明でも言われたかと思うんですが、やはりとうとう税金をいかにして住民に返すかという還元率を目的に頑張るといような説明も聞いておりますので、そういう点について、釈迦に説法かもわかりませんが、本当に立派な職員が大勢見えるんですから、やっぱりそういうことも含めて、市民の声も聞きながら、審議会委員についても、できたら一部だけでも一般公募してもらおうようなことがあれば、市民の側も行政に対する目覚めというか、関心というものが非常に出てくるんじゃないかなと思うので、たとえ少しでも一般公募というような方法もできたら取り入れていただきたいと思うんですが、その辺の市長の考え方についてお尋ねします。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） 今の御質問は、委員の構成についての御意見かと思います。私は、行政改革ということは、施策に対してどうするかという問題とはちょっと視点が違いますので、やはり行政の形というか、動きというものはどういうふうにしていくのが最もいいかということについては、やはりそれなりの考え方、見識を持っている方の中からお願いしていくのがいいんじゃないんだろうかと、そんなふうに思います。

〔14番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 広瀬捨男君。

14番（広瀬捨男君） ありがとうございます。

確かに近隣のところでも、先駆けてやってみるところがあるんですが、やはり一部公募も考えるといろいろありますし、市長の言われるのもわかりますので、その辺も加味したところで、公募して、またいろんな審査方法をやってもいいかと思っておりますので、そういう点を含めて、またいろいろとよろしく願います。

それでは最後に、放課後児童クラブの充実についてお尋ねをいたします。

現在、小学校就学前までは延長保育だとか早朝保育等が充実され、本当に利用者に喜ばれているわけでございます。しかし、小学校へ入学すると、放課後児童クラブなど、市長の温かい配慮で最近やっていただいておりますが、公立公営で市の派遣職員の助成などを受けているのが穂積小校区、南小校区、公立公営で牛牧小校区、西、中小校区、それから穂積地域で夏季だけですが、牛牧防災センターで預かっていただいております。また、国立民営といいますが、本田地区では市が委託しているいろいろとそれぞれ努力されつつあるわけでございます。

御存じかと思うんですが、中核都市であります岐阜市を除いた岐阜県下の市の放課後児童健全育成事業の実施状況についての県の調査では、公立公営が161カ所で全体の65%、公立民営が63カ所で25%、国立民営が25カ所で10%であります。その資料によりますと、県内の市なんですけれども、さらに人口に対する小学校1年から6年までの児童・生徒数は、その資料で見た限りでは、県下の市では瑞穂市が人口に対する生徒数は一番多いようであります。それで、子育てというか、少子化対策等々も含めて、ぜひ放課後児童クラブを充実していただきたいと思っておりますが、市長の考え方をよろしく願います。

議長（土屋勝義君） 松尾市民部長。

市民部長（松尾治幸君） 広瀬議員さんの放課後児童クラブの御質問にお答えしたいというふうに思っております。

放課後児童クラブの方針といたしましては、有料で行う公設民営方式を基本として展開しております。このため、議員御指摘のように、現在既に穂積小学校区と南小校区は公設民営方式で放課後児童クラブを実施しております。公設公営の無料で実施している牛牧小校区、これは南部コミュニティーセンターつどいの泉でございますが、この放課後児童クラブは平成18年の4月より公設民営で開設することになっております。公設民営方式で開設することによりまして、公共施設でお預かりする時間が午後6時までの時間延長と長期休暇の利用ができるようになり、保護者のニーズにも合った運営ができるようになってきております。また、新たに生津小学校区、中小校区では保護者会を結成しまして、平成18年4月に公設民営方式の放課後児童クラブの開設をするよう準備が急がれております。本田小校区におきましては、誠心児童館があるものの、利用の制限がある、また利用しにくい面もあるということで、地元の自治会の協

力を得まして公設民営方式の放課後児童クラブの新規開設の検討に入っております。残ります西小校区におきましては、現在、長期休暇のみの希望が多い地域でありますので、公設民営で長期休暇限定の放課後児童クラブの開設を進めているところでございます。保護者の希望があれば、随時公設民営の放課後児童クラブ開設に向けてサポートしていく体制を整えております。放課後児童クラブは公設民営方式の自主運営ではありますが、市も放課後児童クラブに対しまして、財政面や運営面におきまして支援体制を整えておるといふことで御理解を願いたいといふふうに思います。

〔14番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 広瀬捨男君。

14番（広瀬捨男君） 今の執行部の皆さんもよくあれなんですけど、今、3月定例会等で新聞にも載っておりますけど、本当に少子化というか、学童保育ということについては本当にどの町村もといってもいいくらい力を入れておっていただけるんですが、ちなみに二、三自分が気のついたところを話してみたいと思うんですが、皆さんも御存じですけれども、例えば笠松町は新規事業として、共働き世帯の1年生から3年生の児童に対して、午後7時まで預かる。全小学校で放課後児童クラブ運営をする。経費は約2,000万円というようなことが載っておったわけでございます。それで、ちなみに放課後児童健全育成事業等で合致するもの、いわゆる200日以上、原則は280日ですけれども、今のところ200日でも国・県の補助はもらえるかと聞いております。いろんな条件はあるんですが、それであれば市の経費は3分の1で済むということもございまして、確かに今の話だと公設民営でということですが、その公設も、学校の敷地内だとか、空き教室ということには、当市の場合は、先ほど言いましたように児童数も多いからなかなかそんなふうにはならないと思いますが、一つの例をいいますと、駅西会館で一番早くお世話になっているわけですが、例えばその責任者が職業は持っていても、時間的余裕のある人が2人ほどやられて、現在の方は本当に自分も働きつつという人が責任者のようでございます。サポートする役員の方も見えて、例えば駅西会館だと、不幸にして今晚はお通夜で使うわということになりますと、30数名とか、大分大勢見えるときがあるんですが、その子にみんな連絡をすると、お葬式だと1日置いた場合があるんですけれども、そんなこと等々もありますし、それから、小学校からあそこまで行くのに、父兄にしてみると安心・安全ということで非常に通るところも考えて、横断歩道といっても、私もちょっとあれしたんですけど、なかなかできないところもありますし、そういう点で、例えば公設民営にしても、市長もいつも言ってみえるんですが、近いところで土地とかそういうものがあつたらとか、家が建ついたら一番理想的だとかと言われるんですが、そんなことも含めて、その中にもまた公設公営ということも、瑞穂市の目玉じゃございませんけれども、傾向としては公設民営というのがふえるだろうと思っておりますけど、今のところ、先ほど私が言いましたように、岐阜県下の岐阜市を

除いた市の実態といいますと、やっぱり公設公営が多いわけでございますので、やっぱり住んでよかったと思われるようなまちづくりということをよく市長も言われよったんですが、そういう点も含めて、やっぱり大きいところは公営公設くらいでやっていただきたいと思いますが、その辺について、市長にお尋ねをいたします。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） 今のお話は、公設公営がいいか、公設民営がいいか、どちらを選択するかというお話かと思いますが、私は公設民営でやりたいと思っております。端的なことを申し上げまして、子育てにはやはり保護者も何らかの形で関与していただくということが大切ではないかと、このように思っております。

〔14番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 広瀬捨男君。

14番（広瀬捨男君） やはり市長は経済家だもんで本当に厳しいというか、岐阜県のデータを見てみても、たまたま先ほど言いましたように、この場合は、70%から75%ぐらいは空き教室ということですね。先ほど言いましたように瑞穂市の場合、それはできないもんですから、プレハブでもいい、あるいは民家を借りるのもいいんですけども、できるだけ近いところで、やっぱり私としては、これだけ財政力もあるんだし、人数が集まるところは公設公営でぜひやっていただきたいと思えます。

それで、少子化というか、子育て支援といいますか、先ほど笠松町の例を言ったんですけども、新聞を見て皆さんよく御存じでありますけれど、各市町とも本当に子育てについては、非常に厳しい予算の中からやってみえるんです。今、ちょっと拾ったのは医療の無料化の関係ですけれども、山県市は18年度から小学校就学前までを小学校3年までとか、羽島市の場合、入院の場合は6歳未満であったけれども、今度小学校卒業までということとか、外来の方は5歳未満のやつを、瑞穂市と一緒に小学校就学前までということですが、羽島市でもそれで2億1,990万円くらいの予算が要ると書いてあったんです。それから、岐阜市におきましても、非常に厳しかったんですけども、やはり小学校就学前を小学校3年までというふうに直ったようでございますし、本巣市におきましても、やっぱり観点を考えてみますと平成18年度予算で歳入で市税が54億1,900万円、比率として37.4%だと書いてありましたが、瑞穂市の場合、今提案されているのが市税が約58億3,300万、前年比2.3%増で、構成比が43.3ということで、本巣市と比べたら、人口とかいろいろ違うんですが、今お話ししたようなものでございますので、その本巣市が事務委託料など経常経費は8,200万円削減、いわゆる3%に値するようですけれども、一方で、少子化対策として重点的にということで、6月から医療費の無料化を8歳から12歳までに引き上げる。これは3,000万円必要と。4月からは第3子以降に対し幼稚園・保育園の保育料の無料化、1,400万円の経費。各市町ともいろんな施策をやっておみえになる

ので、市長の公設民営ということもありますが、やはり少しでも住民が喜ぶような施策もやっていただくことを強く要請いたしまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（土屋勝義君） ここで議事の都合により暫時休憩をいたします。

休憩 午後 2 時48分

再開 午後 3 時01分

議長（土屋勝義君） ただいまの出席議員は20人であり、休憩前に引き続き会議を開きます。

19番 西岡一成君の発言を許します。

西岡一成君。

19番（西岡一成君） 最後になりましたけれども、しばらく我慢をしていただきたいと思います。

私は3点について事前通告をさせていただいております。1点目は瑞穂市第1次総合計画の基本構想に係る問題であります。2点目は入札制度の問題、3点目が政治倫理条例についてということであります。

まず、第1点目の第1回の質問をさせていただきたいと思います。

瑞穂市第1次総合計画の基本構想は、本年1月18日、瑞穂市総合計画審議会から答申がなされたところでありますが、この第1次総合計画は瑞穂市における市政運営の最上位計画として策定をされ、市政運営における総合的な指針としての役割を担っているとされております。そして、計画の期間はおおむね20年後のまちの姿を展望した上で、平成18年度（2006年度）から平成27年度（2015年度）の10カ年についてのまちづくりの方向性を定めるものとされております。

そこで、執行部にお尋ねをいたしますが、第1次総合計画の実施年度が平成18年度からとなっているわけですが、しからば基本構想のどのような内容が新年度予算のどこにどのように計上されているのでしょうか、具体的に御説明をいただきまして、それを受けて1問1答を行いたいと思います。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） 御質問の、新市総合計画はどこに視点を置いておるかというお話でございますけれども、これは基本構想の中でうたっておりますように、まず安全・安心して暮らせるまちづくり、それから地域の人や力を生かしたまちづくり、交流・連携を生み出す活力あるまちづくり、この三つのまちづくりを協働参画の中で進めていこうということが基本的な考え方になっておるわけでございます。

それで、この施策は18年度からスタートするんだけれども、何が織り込まれておるのかというお話でございますが、まず安全・安心という面で、合併以来いろいろと協議を進めてまいり

まして、ようやく一つの方向がまとまりましたので、要するに防災体制というものを、岐阜市との、あるいは本巢消防との現在の二つに分かれております体制を一元化して、しっかりとした瑞穂市としての消防体制を設立する、つくり上げていくということがまず一つ大きく今度の予算の中に盛り込まれている事項ではないかと、このように思います。先ほどの御質問の中でも、消防関係の費用というもので非常に大きな金額を織り込んでおられるけれどもという御指摘でございましたけれども、それに向かっていろいろと体制を整えていくための費用を通常の実費に上乗せした形で織り込んでおりますので、今年度の消防費が膨張しておるといったようなことがございます。

それから次に、交流・連携を生み出す活力あるまちづくりということで、やはり人が触れ合い、交流をしていくためには何が必要かということを考えてみました場合に、その集う場所づくりというものも非常に重要な意味を持っておるのではないかと思います。その点を考えながら、本田コミュニティーセンターの建設というものを計画の中に織り込み、これを着々と進めていくということをお考えおられるわけでございます。

そして、地域の人や力を生かしたまちづくりということで、あすの瑞穂市、あるいは日本を背負ってくれる子供たちが健全に育ってくれるようにというようなことも考えながら、子供の保育の拠点づくりというようなことを計画の中に織り込んでおるといったようなところがあるのではないかと思います。

その他、細かい点につきましては、それなりに方向に従って、環境、条件の整備に努めておるといったのが計画でございます。

〔19番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） 総合計画は平成18年度から具体的に実施年度になっておりますけれども、具体的な実施計画はどうなっておるんですか。それをお聞きしたい。

議長（土屋勝義君） 青木公室長。

市長公室長（青木輝夫君） 具体的な実施計画につきましては、まだこれから、この構想が通りましてから考えていきたいと思っております。

〔19番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） 普通の考えからすれば、基本構想、基本計画、実施計画につきましては、この総合計画の中にも書かれておりますように、各年度の予算編成における指針となるもので、財政的な検討を加えた3ヵ年計画として定めた上で毎年ローリング見直しを行っていきますと、こういうふうに書いておりますよね。ということは、新年度から実施年度であるならば、実施計画もつくっておかなきゃいかんですよ。そうなるんじゃないんですか。どうです

か。

議長（土屋勝義君） 青木公室長。

市長公室長（青木輝夫君） やはりこの基本構想が議会の方で通ってから、実際つくるべきだと私は思っております。それから3ヵ年のローリング方式でつくっていきたいと思っております。

〔19番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） 私はおかしいと思いますね。基本構想をつくり、基本計画をつくって、そして18年度から、新年度から具体的な実施年度に入る。これが総合計画に書かれておることなんです。そして、一番最初に市長に聞きました、私は。何を聞いたか。基本構想がどう具体化されていますかということ聞いた。その中で、消防の一元化の問題、本田コミュニティーの問題等々が具体的に話されたと思うんですね。それらは基本構想、基本計画を踏まえて、そして策定された実施計画の具体的内容ではないんですか。

議長（土屋勝義君） 青木公室長。

市長公室長（青木輝夫君） 今、市長が申しあげました件につきましては、新市建設計画からずうっと述べてきておまして、ちょうどこの構想と合致して、このようにしていったらどうかということでこの事業を上げたわけでございます。それで、詳細なものにつきましてはこれから作成するという事になってまいります。

〔19番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） 何を言いたいかということ、冒頭申しあげましたように、第1次総合計画は瑞穂市における市政運営の最上位計画である。そして、市政運営における総合的な指針としての役割を持っている。法で言えば、最上位は憲法ですよね。非常に基本的な物差しを確定して基本計画をつくり、それを踏まえて、具体的な実施計画をつくっている。非常に枠組みをしっかりとすることが大事だと思うんです。要するにそのときそのときの状況の変化によって対応する柔軟性も行政には大事でしょうけれども、そのときそのとき、ころころころころ政策が変わるというようなことがあってはならないと思うんですね。そうではありませんか。

議長（土屋勝義君） 青木公室長。

市長公室長（青木輝夫君） 別に政策として、これといっころころ変えているわけではございません。この基本構想も新市建設計画、また市長が施政方針のときに申しあげましたような穂積町の第4次総合計画、それから巣南町の第4次総合計画、全部引き継いで、この構想の中に織り込んでおりますので、ころころ変わるとは思っておりません。

〔19番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） それに類似する問題として、例えば平成18年度の予算概要に書かれておる予算事業説明の見出しがあります。例えば予算概要の5ページを見れば、1. 快適な交流都市の創造ということで、その中に水と緑の環境づくり、治水対策、市街地整備、住まいづくり、交通情報交流、上水道があつて、2として、住みやすい環境都市の創造、同様にいろいろ書かれて、3. 安心できる健やか都市の創造。4. 豊かな人づくり都市の創造というふうにあるわけですが、総合計画は先ほど市長もおっしゃられたかと思えますけれども、いわゆる三つの目標と六つの基本方針を掲げておるんですね。その三つの目標の一つは、すべての市民が安全・安心して暮らせるまちづくり。目標2. 地域の人や力を生かしたまちづくり、目標3. 交流・連携を生み出す活力あるまちづくりの三つのもとに、六つの基本方針として、安全で快適なまちづくり、心豊かな住みよいまちづくり、だれもが生き生きと暮らせるまちづくり、希望をはぐくむまちづくり、活気あるまちづくり、市民が主体のまちづくり、この六つの基本方針がある。これが新年度から具体的に実施をされる総合計画の柱になっておるわけですね。となってくると、今の予算の中の説明の見出しとの整合性はどういうふうにかんがえていいんですか。いろんな言葉がいっぱい飛び交っちゃって、交流都市とか創造とか、いろんな言葉ばかりたくさん出るんだけど、その整合性というのは頭が逆に混乱しちゃう。そこ、どうなっておるんですか。

議長（土屋勝義君） 青木公室長。

市長公室長（青木輝夫君） 先ほども申しましたとおり、新しい第1次総合計画、基本構想がまだ議決をいただいておりません。ですから、公に事業説明のところを使うということとはできないと思っております。ですから、いわゆる新市建設計画の中から持ってきているという状況でございます。

〔19番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） ちょっと今の言い方はやっぱり間違いですね。議決されていないから言えないんだったら、総合計画だって議決をされていないわけですから、案として出されて、それを議会で議決するというのでここに出されておると思うんですね。内容がまだ修正されるかもわからないし、予算案だって議決はされていないですね。されずに提案されているんでしょう。だから、予算案でしょう。だから、そういう言い方はおかしいし、間違っていると思うんですね。だから、そのことにとられると時間がなくなってしまうから次に進みますけれども、先ほど、ころころ変わっているわけではありませんということをおっしゃられたわけですが、総合計画に関連をして、二つの問題についてだけ執行部の意見をお聞きしておきたいと思っております。

一つは、穂積駅の周辺の再開発についてであります。この問題について、ぜひお聞きをおきたいと思っております。基本構想の第3節、基本方針、3の1、安全で快適なまちづくり。ここでは、穂積駅に関しましては、魅力ある市街地づくりということで、JR穂積駅周辺や公共施設周辺等、多くの人が集い、利用する本市の拠点的地域においては、福祉施設、観光施設等との連携に留意しながら、利便性や活力を維持、向上するための取り組みを進めますというふうに書かれております。基本計画の4の2、公共交通の充実、施策の展開の2で駅周辺環境の整備というところでは、鉄道については、JR東海道本線と樽見鉄道、樽見線が通っており、東海道本線には穂積駅が、樽見線には横屋駅、十九条駅及び美江寺駅の三つの駅が設置されています。このうち最も利用者の多い穂積駅では、交通バリアフリー法に基づいて交通バリアフリー基本構想が策定されており、高齢者や障害者等も利用しやすい駅周辺環境整備が予定されていますというふうな書き方がされております。駅周辺の環境の整備のところでは、駅周辺では市民や来訪者の利用に配慮した環境づくりとして、利用の実態に応じ駐車場や駐輪場の確保、放置自転車の規制強化、情報発信機能の充実等に努めます。また、多くの市民が集まり、利用するJR穂積駅については、交通結節機能の充実を図るとともに、駅へのアクセス道路や駅構内の整備を含め、交通バリアフリー基本構想に基づく移動円滑化のための各種施策を展開していきますというところが具体的な駅に関連する基本構想、そしてそれを踏まえた基本計画の内容になっているわけなんです。そこで、お聞きをしたいと思うんですけども、一言も「駅周辺再開発」という言葉はないわけなんですね。きのうも篠田議員が駅前の開発の問題については質問されておりましたけれども、その辺の10年計画、20年のまちづくりを展望したときに、基本的な駅に対する考え方、位置づけ等も含めて明らかにしておく必要があるんじゃないかと思う。ただ、きのうの篠田議員に対する答弁の中では、社会情勢も変化をしておりますから、住民の皆さんにもう一回お聞きをすることがあってもいいんじゃないかというふうな答弁をされておったわけでありましてけれども、再度、市長の穂積駅に関する考え方を明らかにしていただきたい。再開発を含めて、よろしく願いいたします。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） 駅周辺の再開発という問題は、市にとっては最大の課題だと、このように考えておまして、きのう、篠田議員の御質問に対してお答えいたしましたように、この再開発構想の考え方というのはもう何十年も議論されてきたものなんですね。だけど、一番初めに議論された当時の状況は大きく変化しておりますので、現状の中において、あの駅周辺に住んでおられる方、あるいは地権者の方々がどう考えていらっしゃるかということ一度よくお聞きをしないことには、駅の再開発をしていく構想というものをまとめ上げることは難しいのではないかと、このように考えておりますので、そういう方々のいろんな御意見というものを聞いてみる必要があるということをおし上げたわけでございます。ですから、私どもとし

ては、非常に消極的かもしれませんが、現況の中で対応できるのはどういう絵なのかということもあわせて視点の中に置いておかなければいけないということで、この基本構想においては一步引いたような形での表現にしておるといふこととさせていただきます。

〔19番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） 市長は、地権者がどう考えているか、皆様方の御意見を聞いてみる必要があるという、それはそのとおりだとは思っています。問題は、1月18日の総合計画審議会からの答申ですね。これを読んでみますと、答申、瑞穂市第1次総合計画は、近年の社会潮流を受け、市民と行政が一体となったまちづくり、市民参加、協働のまちづくりを目指しており、基本構想の内容については適当と考えますが、構想の早期実現に向けて、次の事項に配慮し、計画的かつ効率的な行政運営に最善を尽くされるよう要望しますとして、記、具体的な3番、ここにJR穂積駅はまちの玄関であると同時に、財政的基盤となる商業、工業の発展にも大きく関与してきます。市の発展を考えるに当たり、駅周辺の開発を最優先に計画し、用地をどのように確保していくか。こういったコンセプトを持たせるか等、早急に実現に向け検討されたい、こういうふうに書かれておるわけですね。答申の仕方が、基本構想はあのまま、答申の中に、こういう基本構想にかかわる内容を付記しておるといふふうに書いているのが答申だといふふうになってくると、基本構想の中身はこれであるんですね。答申にそういうことが書かれておるといふこと自体をどうとらえていいのかという問題もあると思っています。今、議案に出されているものは基本構想だけなんです。ところが、審議会の会長の答申の中身は、今のような駅前の再開発を早急にやれと。用地がどれだけ確保できるかといふふうになっているわけですね。そうなってくると、先ほど市長が答弁されておりますけれども、地元の皆さん方の意見を聞くこと、それはそれで結構なんです、それは一つのことなんです。そのことだけじゃないんです。もっと広い、要するにコンセプトを含めて、具体的に早急にやっていたかなきゃいけないということを書いておるんです。ですから、この基本構想と、そして答申の1番から5番まで書かれておるうちの3番、今、私が読み上げました内容との関係を市長はどのように受けとめておられますか。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） この記でいろいろなことを要望されております事項というのは、あくまでも総合計画を実現していく中でこういう問題というものを十分に踏まえながらやれよという御指示だと私は考えております。ですから、今のお話のJRの穂積駅の問題でも、ここにもはっきりと書いておりますように、用地をどのように確保していくかと。ここが非常に大きなポイントになるわけとさせていただきます。それが結局姿が見えて初めて、こういう確保の状態であるのなら、こういうコンセプトで組み立てたらどうだとか、そういうことが次のステップとして、

議論として出てくるわけでございますので、一番初めに、まずその基本的なところを押さえる必要があるということで、いろんな御意見を聞いてみる必要があるということをお願いしております。ですから、いろいろなことを書いておられますけれども、これは基本構想を実現するために我々が配慮し、また守っていかねばならない事項だというふうに理解しております。

〔19番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） ちょっと違うと思います。基本構想を実現するために我々が守っていかねばいけない事項ではないんです。基本構想の答申の内容そのものは、基本計画も含めてみますと、先ほども申し上げましたけれどもJR穂積駅周辺や公共施設周辺等、そこは多くの方が集い、利用する本市の拠点的地域においては、福祉施設、観光施設等との連携に留意しながら云々ということで、駅が中心じゃないんですね、そういう意味で。その周りの福祉施設や、あるいは観光施設等、福祉施設や観光施設等は今はどの程度、どういう形で存在しておるんですか。これから、じゃあいつ、どういうことをつくっていくんですかという話に、読んでいくなっていく気がするわけです。私の申し上げているのは、先ほどの答申の中身にあるように、駅周辺の開発を最優先に計画するということの中身とは違うと思うんですね。私は違うと認識をするから、この基本構想と、ここで答申されて書いていることとは、構想と違うことを提案するんであるならば、基本構想をこういうものに変えて、再開発をするということで、いわゆる答申を出すべきであったし、そうすると、こういうことを書かなくても、あとは具体的に実施計画の中で、住民参加で協働でやってくださいというふうなことでまとめればいいと思うんですけれども、そこはちょっと違うと思うんです、やっぱり。市長は、駅の再開発をどうとらえるかということで、その再開発の概念の中に、基本構想で先ほど読み上げた文言を入れ込んで解釈しているというふうな格好で、そういうふうに使われますか。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） 私は全然違ってないと思っています。いろんなやらなきゃならんことはいっぱいあるんだけど、まず駅周辺の整備というものを最優先してやれよというのがこの言葉だというふうに思っておりますので、全く全体に書かれている絵の中と無関係だ、あるいは離れた形のものだとは理解しておりません。

〔19番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） そういう言われ方をしますと、答申の内容の解釈をどうとらえるかということの見解の相違だというふうな言い方をされるんでありましょうけれども、やはり私は、基本構想の答申の3というのは、JR穂積駅はまちの玄関であると同時に、財政的基盤となる

商業、工業の発展にも大きく関与してきます。市の発展を考えるに当たり、駅周辺の開発を最優先に計画し、用地をどのように確保していくか、こういったコンセプトを持たせるか等、早急に実現に向け検討されたいということの内容は、単なるアクセス道路だとか、あるいは移動円滑化のための施設の設置だけを言っておるのではないというふうに考えております。見解の相違と言ってしまうとそれまでですけども、そういうものじゃないなあというふうに思います。

時間がありませんので、あと基本構想に関連をして、下水道の問題について考え方をお聞きしておきたいと思います。

基本構想の第3節の基本方針、3の1、安全で快適なまちづくり、9ページ、上下水道の整備のところ、「また、公共用水域の水質保全と快適な居住環境を確保するためには、下水道の整備が不可欠ですが、集合処理による環境整備には多額の費用と年月を必要とします。このため、市全体の財政状況等を勘案しながら、市の生活排水対策のあり方を明確化し、これに基づく効率、適正な汚水処理を進めます」ということで、基本計画の56ページ、57ページ、5の2、下水道の整備が書かれておりますけれども、関連部分を抜粋しますと、「加えて、本市では都市化が著しく進んでおり、将来にかけて河川等の公共用水域への影響が懸念されるため、市民の水洗化に対する意識を高揚し、下水道への接続を促すとともに、未整備の地域についても、浄化槽とあわせて望ましい生活排水処理体制を構築することが必要です。そして、基本方針として、公共用水域の水質保全と快適な住環境を確保するため、長期的な財政状況等を考慮しながら、整備手法を明確化し、市民の理解、協力も得ながら、効率的かつ適正な生活排水処理を進めていきます」ということです。さらに、「公共下水道を初めとした各手法における費用対効果等、さまざまな面を総合的に勘案しながら、生活排水基本計画として事業の方向性を明確化し、これに基づく効率的かつ適正な取り組みを進めます」。こういうことが書かれております。今年度予算との関連で申し上げれば、下水道事業検討業務委託 1,000万円が計上されておりますけれども、こういうことにも関連をしてきているのかなあというふうに思っております。

そこで、基本構想、基本計画にはそういうふう書いてあるわけですけども、問題は、とりわけ旧穂積地区の下水道の計画についてでありますけれども、これは総務の常任委員会の中でも申し上げましたけれども、これまでの松野市長がとってこられたコミプラの方針をしっかりと総括していただかなければいけないのではないかというふうに思っております。総括が、この基本構想の本議会への提案までの間に、基本計画がここに書かれておるまでの間に、コミプラに対する総括というものが、公の場で松野市長の責任において発表されたことは一度もありません。まずそこが基本的な問題だと思うんです。

松野市長が旧穂積町長になられたのはたしか平成6年の8月だったと思います。間違ってい

たら御指摘をいただきたいと思うんでありますが、その当時は、穂積町は穂積町公共下水道事業計画というのがあったんですね。これ、松野文司町長の時代に、平成6年3月の全体計画の資料を私持っておりますけれども、穂積町としては公共下水道でやっていくということで、具体的な計画のスケジュールまで書かれております。それを、松野町長が当選をされてから、経済効率性と、供用が公共下水道に比べて早くできるというふうな理由でもってコミプラを選択されたわけなんですね。当初は、処理区も12ありました。馬場・生津一つ、本田2、3、只越4、只越・別府、5、別府・穂積、6、穂積、7、野田・稲里、8、野白・祖父江、9、十九条、上牛牧、10、下牛牧、11、下畑、12、宝江、これだけあった。それがまた、その後、この処理区自体も12から七つに変わったんですね。今、手元に平成12年の1月26日の別府中町の町内会にあてた別府処理区コミュニティ・プラント説明会についてという資料を持っておりますけれども、これを見ても、今申し上げたように、全町を7処理区に分割し、別府処理区を最初に厚生省所管のコミュニティ・プラントにて下水道事業を推進することといたしましたということで、1処理区をおおむね5年間で整備をしていくと。特に別府処理区は本町のコミュニティ・プラント計画において最初の処理区であり、これ以降に続く処理区のモデルとなるものであるというふうなことで、住民の皆さんには説明をされておるわけなんですね。しかし、実際、現実的には、その後も具体的な下水処理の第2処理区等々についても全く具体化をされていない。接続率も非常に低迷をしておるという状況に立ち至っておるわけですが、そういう現状に対する総括、こういうことがなされるべきだというふうに思うんですけれども、市長はその点はいかがでしょう。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） これからの残っている地域の下水道をどう整備していくかということを検討するときに、今、布設されているものについてどうであったかということも当然チェックしていく必要はあるわけですので、これからの計画をしていく中で、今までのところはもう済んじゃったからいいとか、捨てていく性格のものではありませんので、そのステップの中で総括というか、結果というものは当然それなりに検討していくべきことだと思っておりますし、またそれがベースで、次のステップの計画というものに対するいろんな考え方が出てくるのではないかと、このように考えております。ですから、決して、今おっしゃるように、それを総括してから新しく考える。新しいことに対して取り組んでいくための一つのステップだというふうに考えておりますので、それは、私、何も矛盾はしていないというふうに考えております。

〔19番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） やはり私は、公共下水道として決まっていた計画を変更してまで推進してこられた、そのことに対する責任において、基本構想、基本計画をつくる前に、地元で説

明されてきた、そういう人たちに対してもそうでありますけれども、議会に対してもしっかりとコミプラのこの間の総括を行うのが市長のとるべき態度ではないのでしょうか。今、議事録も少し調べて持ってきております。平成13年6月定例会で西岡妙子議員の質問に対して、市長は、「私自身が思っておりますことは、やはり別府処理区が当町内におきましての下水道事業としての立ち上がり、スタートの事業でございます。この事業の状況をごらんになって、ほかの処理区の皆さん方も、こういうふうならおれのところでもいいとか、いろんなことが逆に御判断が出てくるんじゃないか、こんなふうに思っております。むしろ、だから別府処理区においての最終処理場の施設というものがどんな形ででき上がっていくかということが各地域の合意形成の中で非常に大きく影響するんじゃないかなあ、こんなふうに私は考えております。そんなことから、現在におきましては、次の地区はどこだ、どこだとおっしゃいますけれども、それよりも次の地区へ移行するときに住民の理解をいただくには、別府処理区を一番立派な形に仕上げるということが一番大きな一つのポイントになるだろうということで、現段階におきましては別府処理区の最終処分場というものは周囲の皆様方には、ああ、この施設かとおっしゃっていただけるようなものに上げることがまず第一段階だろうということで、そちらに全力投球を考えておきまして、次の地区の合意形成のために、現在いろんな形で作業を進めていくという段階にはまだ具体的には至っていないのがはっきり申し上げて現状でございます」、こういう答弁をされておるんですね。

別府処理区を立派なものにするんだと。そのことがその次の処理区に移るための、いわば条件でもあるんだというような言い方をされておるんですね。立派なものできたと思うんですよ、立派なものが。にもかかわらず、何で次の処理区が出せない。あるいは、何で今の段階で具体的な別の手法が出せない。だから、総括をしなきゃいけないというんです。今まで全然一回も公表していないわけですから、市長は、このコミプラの総括について、具体的に考えていることをこの場でお聞かせください。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） 私はコミプラにつきましては、当初考えておったスタイルそのままでき上がって、完成したと思っております。ただ一つ、当初考えておったのとの大きな誤算は、接続率が極めて低いということでございます。

〔19番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） それは総括になっていないですね。公共下水道をなぜあえてつけた。その判断が正しかったか間違っていたかの総括が必要です。で、コミプラを始めた。処理区の問題もあるだろうし、そして、それを実際別府処理区で初めてやってきた。途中にした。そのことについてのまた総括もあるでしょうし、自分が全部決断してきたんですよ、それを。だか

ら、そのことについて、なぜ今の現状になったかということについて、この席で、具体的にはこういうことがある、こういうことがある、こういうことがあるということ、もう少し詳細に市長の考えているところを言っていたかないと、この基本構想とか基本計画にすっと移すわけにはいかんわけですよ、やっぱり。物の道理からいって、そこでちょっと待ったがかからなきゃおかしいんです。もしそれがずうっと通っていくようなことがあったらおかしいですよ。結論的なことを言いますけれども、私は、駅の問題と下水道の問題、これは松野市長の穂積町長時代から引きずっている大きな課題であるし、責任であると思っておるんです。市長のいすにかかわる問題だと思っておるんです。だから、ぜひ具体的に言ってください。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） 具体的に言えということで、今、申し上げたんですけれども、それで具体的でないとおっしゃると、それじゃあ何をおっしゃるのか。逆に言うと、私、尋ねていただければ、それなりに私の考え方を話ししてもいいと思います。ただ、お話しできないこともあるということも念のために申し上げておきます。

それから、下水というもので物事を考えるのか、環境保全という意味で考えるのかということでの時点のとらえ方というものも、この問題についての一つの大きなテーマではないかというふうにも思っております。

〔19番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） お願いしておきますけれども、コミブラの具体的な事業の今日に至った経緯とその総括を文章化して、きちんと議会に出していただけるかどうか、そのことをお尋ねして、もう時間がありませんので、次の質問をしなけりゃいけませんから、その点だけ明確にお答えをいただきたいと思います。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） 残っております地域の生活排水対策というものの構想をどういうふうに描いていくかということを検討していく過程の中で、今までやってきました生活排水対策の欠点、あるいは長所、そういうものは当然整理して見直してまいりますので、そのところで御検討をいただきたい、このように思います。

〔19番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） とにかく総括を文章化して、出してください。

あと、基本構想の絡みであと1点だけ言っておきますけれども、これは、総合計画の特別委員会の中でも複数の議員から意見が出されておりました。瑞穂市の将来像についてであります。ここは、結局総合計画の基調となる部分であろうかと思っておりますので、そういう意味では、基本

計画全体を貫く思想であります。その思想がどういう思想かということは極めて短い文章ですが、重要になってくるという意味において、あえて言っておきたいと思うんでありますが、上から10行目、最後の部分ですね。その二、三行前もありますけれども、直接的には、このためには、これまでのようなあれが欲しい、これが欲しいといった陳情要望型の市民参加ではなく、自分たちの地域はこういうまちづくりを目指したいから、自分たちはこういうことを行うべきで、行政はこういうことを支援するべきだという提案型の市民参加をはぐくんでいくことが重要であると、こういうふうに書かれております。私は自主的に行動して、自分たちのまちを自分たちがつくっていく、そういう意識をはぐくむということは大変重要なことであろうかと思えますし、確かに陳情、要望というものが一部の地域エゴや利益団体の利益の追求にのみ目を向けるケースもあるうかとは思いますが、それをとらえて、あたかも陳情、要望のすべてを、あれが欲しい、これが欲しいという目先の要求ばかり追求する、そういう市民参加のあり方なんだというふうに対立的にとらえるとらえ方は間違いではないかというふうに思うんですね。例えば学校内に学童保育の場を設けてほしいという市民の声は、具体的要望であると同時に、具体的な提案ではないのでしょうか。今、例を挙げましたけど、そうじゃないんですか。

議長（土屋勝義君） 青木公室長。

市長公室長（青木輝夫君） これ、何回でも今までお話を申し上げているわけでございますけれども、私の解釈として、そんなことは思っておりません。

〔19番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） たくさん質問できませんので、はしょって考え方だけ述べさせていただきますけれども、そもそも近代市民国家においては、政府や自治体というものは国民自身、あるいは住民自身の政府であり、自治体である、こういう考え方に立っているんじゃないか。つまり主人公は国民や住民であるんだ。そのために税金を払っている。議員というのは、国民や住民の委任を受けて活動を行い、役人は、国民や住民全体の使用人であります。しかし、現実には全くそれとは逆に、多くの国民も官僚・役人も、官僚・役人支配、執行部優位が当然というふうに考えておられます。これは全くあべこべだというふうに思います。やはり憲法の第15条でも、すべて公務員は全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない、こういう規定がございますけれども、これらもある意味では近代民主主義の原理は、国民や住民の政府であるというふうなことを基本に置いて考えられておるのではないかというふうに思います。

ですから、先ほどの文章は、表面的に読むともっともなように読み飛ばしてしまうわけですが、その思想の根底には、今のような思想がない。いつも私は言っていますが、やはり最近の新自由主義の考え方がトーンとして貫かれておる。要するにどういうことかとい

うと、自助、自立、それを一生懸命やりなさい。公的責任を求めてはいけません。市場原理に任せなさい。そうすれば世の中がうまく回っていきますという、いわば19世紀型の資本主義への復帰なんです。そういう考え方がこういうふうなトーンになってくるのではないかというふうに思います。しかしながら、今でも個人の自助努力の強調によって公的責任がおざなりになることによって、新聞紙上でも格差社会というふうなことが強調をされるようになってきています。一面トップで格差社会のアンケートを載せる、そういうメディアも出てきております。最近のフランスを見ても、新自由主義による格差の問題、あるいは行き過ぎがあって、フランス全土で学生も労働者もストライキですよ。本当に70年代以来ぐらいの大規模な状況になっておる。これはやっぱり新自由主義の破綻をあらわすものというふうに受け取っておりますけれども、いずれにいたしましても、そういう意味で将来像の基調というものは、結局は自分たちでやれと。できんものはどこかでひっくり返っておれ。それでいいんだ。それが世の中やと。甘いものじゃないぞ。世の中は厳しいぞ。自治体は支援をする。そういう位置に国家や自治体を置いていく。主人公の国民や住民が置き去りにされていく、こういう思想だということなんです。ですから、そういう意味では、余計にこれの具体化に向けては、本当に住民の立場に立った計画を立てていただきたいというふうに思います。

あとは入札制度と政治倫理の問題があるんですけども、8分ですので、政治倫理の問題だけちょっと言って、あと6月、9月、12月議会、じっくり時間がございますので、入札制度、政治倫理条例については煮詰めていきたいと思いますが、政治倫理条例について申し上げておきますけれども、瑞穂市には政治倫理要綱がございます。要綱は、あそこにちょっと置いておりますけれども、全文7条だけの短い要綱でございます。対象は、議員と市長のみでございます。助役や収入役や教育長は入ってございません。政治倫理基準の第2条1号から4号がございますけれども、それを受けて、政治倫理審査委員会の設置が第3条でございます。さらに、それを守らなかったもの、つまり違背者に対する措置は第6条に書いてあります。けども、この内容は、読んでいただければわかるとおり、その程度に応じ必要な措置を講ずるものとする。これ、何ですか。その程度に応じ必要な措置を講ずるものとする。何も具体的じゃない。その程度って、その程度とは一体何なのか。これも具体的に明示しなきゃいけない。わけのわからんものをつくっておるのが、私に言わせれば実情でございます。ですから、こういうものではなくて、もう少し実効性のある、そういうものにできないか。例えば今申し上げましたように、瑞穂市の要綱を、実効性のある内容にして条例化するということなんですけども、中身としては、例えば議員で構成する委員会でも議員と市長を審査するわけですけども、全然市民参加がないですね。この基本計画、総合計画の中で、市民参加の協働によるまちづくりと言っていますけれども、それをこの具体的な政治倫理に当てはめたときに市民参加がない。市民自身がこの審査会を開く権利をきちんと条文でもって保証する。こういうことも必要ではないかと思うんで

すね。その点、覚えておいてください。

あとは実効性あるものとするためには、例えば工事に関する遵守事項でも、地方自治法を丸写しにしたような全く中身のないようなものです。ですから、それを、例えば市長等、「等」と、先ほど言った教育長や助役や収入役も入れます。市長等及び議員の配偶者、二親等以内、あるいは三親等以内、または同居の親族とか、それで、市長等及び議員が役員をしている企業、並びに市長等及び議員が実質的に経営に携わる企業とか、具体的な内容も、市が行う工事等の請負契約、下請工事、業務委託契約及び一般物品納入契約等々、どんどん広げていっちゃう、自主的に。うまく逃げる企業の、前、市長とも議論しましたけれども、昭和工業の問題を取り上げました。それは企業努力でございますから、私には関係ございませんということで逃げられちゃう。だから、そういうことを許さない。ここで書いている二親等とか三親等とかいう意味は、政治倫理の観点からして、市民がとにかく疑いを持つようなことを政治家というものはやっちゃいかん。身辺を清くしなきゃいかん。仕事をやるんだったら、外でとってくる。歯を食いしばってとってくるというようなことで、きちっと三親等以内とか、二親等以内という規定がやっぱり置かれている、そういうところもあるわけです。ですから、そういうふうな実効性のある政治倫理条例をつくっていく。こういうことについて、あともう3分しかありませんから、一応私の全体的な、結論的な考えだけ申し上げておきますので、それについての具体的なことは二つ言いましたけど、その答弁だけいただいておいて、また6月議会でゆっくり他の条例も比較検討しながらお聞きをしたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

議長（土屋勝義君） 福野助役。

助役（福野寿英君） 時間もありませんので、簡単に述べさせていただきます。

今お話のございましたように、瑞穂市の倫理要綱というもので議会告示ということで定めおる内容でございます。今御指摘のございましたように、この目的としては、市長、それから議員を対象にしてつくっておるのは事実でございます。ちょっと目的だけ読み上げさせていただきますけれども、「市会議員及び市長は、市民全体の奉仕者として政治倫理の向上に努めるとともに、自己の地位による影響力を不正に行使し、自己及び特定の者の利益を図ることのないように必要な措置を定めたものである」というふうに言っています。本来この倫理につきましては、市民全体の奉仕者で、まず自分を戒めるというものであるというふうに理解しております。もともとしてはならない規範であるというふうに思います。今おっしゃいましたように、市民参加の面というのはまた別問題があるかというふうに思っております。本来は自己判断をして、すべきではないというふうに考えて実行すべきものでありますし、現在の倫理要綱については、現在のものは現在の要綱でいいのではないかというふうに考えております。

罰則とかということも今おっしゃいましたけれども、罰則の強化についても、三親等とか、

いろいろなお話がございましたけれども、現実問題、先ほど言いました目的と同時に、罰則を決める程度というものの適切かどうかということ判断しかねる部分があると私は思っております。今後、議員各位、もちろん当事者でもありますし、市長含めまして、どのような判断を踏まえて協議をしていくかということではないかというふうに思っております。以上でとりあえず答弁とさせていただきます。

〔19番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） 1点だけ簡単に。要するに執行部として、政治倫理要綱を、改めて政治倫理条例をつくるという方向性も何もないということですね。それだけ確認しておきます。

議長（土屋勝義君） 福野助役。

助役（福野寿英君） まず政治倫理要綱についても、先ほど述べましたように、現在つくられているものについては、市長、並びに政治に携わる人について要綱を定めてあるというふうに理解しております。ですから、皆さん自身で十分協議もいただいて、方向を相談いただけたらというふうに思っております。

議長（土屋勝義君） 一成君に申し上げます。発言時間の制限を超えておりますので、発言の中止を申し上げます。

以上をもって一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

散会の宣告

議長（土屋勝義君） 本日はこれで散会をいたします。お疲れさまでした。

散会 午後4時03分

